

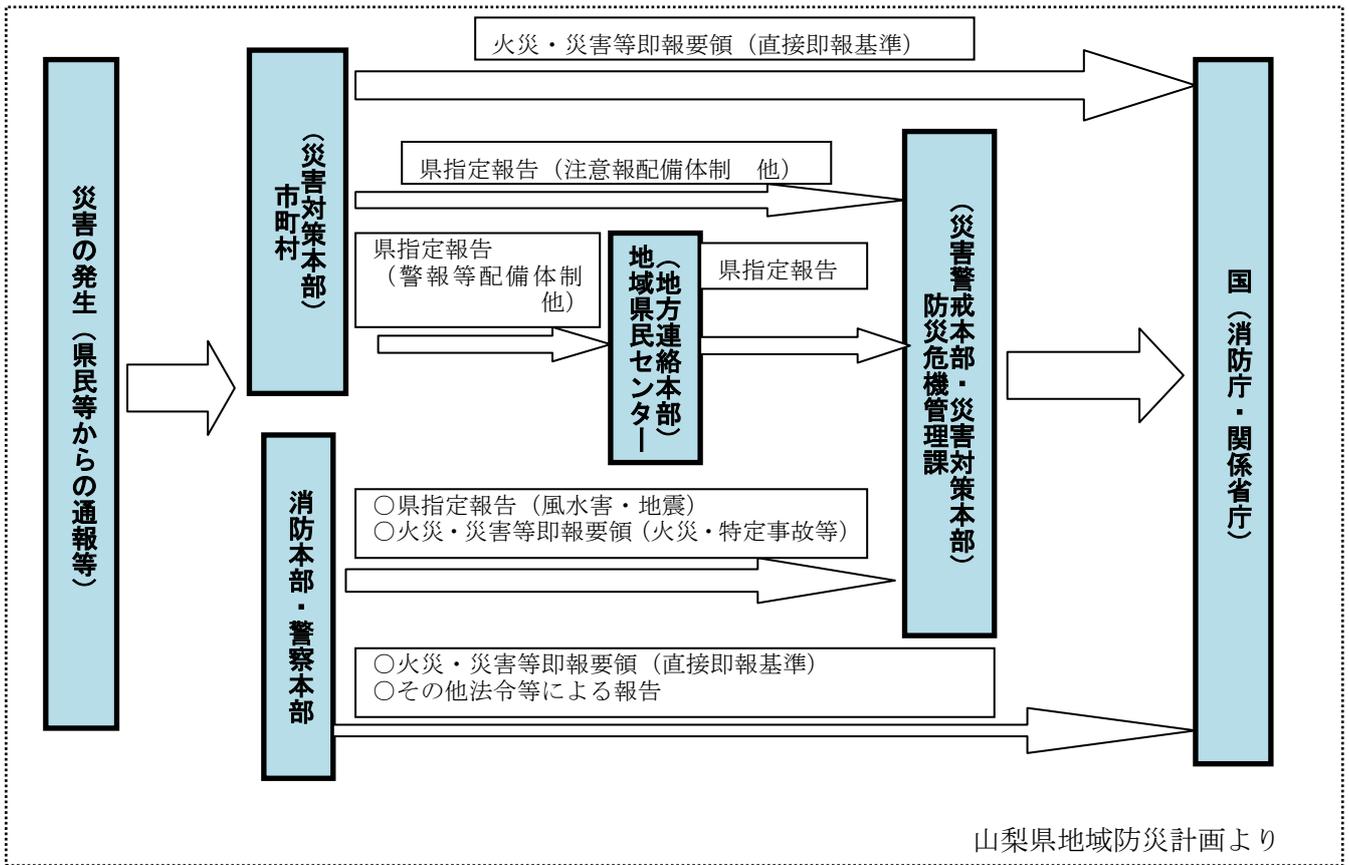
第3章 栄養・食生活支援連携体制

初めに、山梨県地域防災計画に記載されている山梨県の異常現象発見時の情報収集、伝達の体系図を以下に示す。

1 被害情報の収集伝達

災害発生情報は、県民等から警察署、消防署あるいは市町村から災害の規模や種類に応じて「地域県民センター」や「防災危機管理課」に報告される他、下図に示すようなルートで報告がされ、災害に関する情報の収集と伝達が行われる。これにより、市町村における災害対策本部、県における災害対策本部が、各関係機関と連携を図りながら、災害対策の要となり災害時における活動が行われる。

行政栄養士は、各関係機関と相互に連携して情報を把握し、住民の支援を行う。



県指定に基づく被害報告の報告ルートおよび報告様式等は山梨県地域防災計画 資料編 I 被害情報収集・伝達マニュアルを参照のこと (巻末資料にも掲載)。

<第3章に関連する基本的事項>

- ・ 山梨県地域防災計画：【巻末資料1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（1）】
 防災組織に関する資料－山梨県災害対策本部－被害情報収集・伝達マニュアル
- ・ 山梨県大規模災害時医療救護マニュアル：【巻末資料1 法的枠組み 4 山梨県の計画等（3）】
- ・ 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）：【巻末資料4 参考資料6】